

農林水産省補助事業

輸入食品安全管理特別法 (仮訳)

2026 年 1 月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ソウル事務所

農林水産食品部 市場開拓課

本仮訳は、韓国で制定された「輸入食品安全管理特別法」(2024年8月7日施行、法律第20245号、2024年2月6日一部改正)をジェトロが仮訳したものです。

ご利用にあたっては、原文および最新版もご確認ください。

[https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%88%98%EC%9E%85%EC%8B%9D%ED%92%88%EC%95%88%EC%A0%84%EA%B4%80%EB%A6%AC%ED%8A%B9%EB%B3%84%EB%B2%95/\(20245,20240206\)](https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%88%98%EC%9E%85%EC%8B%9D%ED%92%88%EC%95%88%EC%A0%84%EA%B4%80%EB%A6%AC%ED%8A%B9%EB%B3%84%EB%B2%95/(20245,20240206))

<https://www.law.go.kr/LSW//lsInfoP.do?lsId=012247&ancYnChk=0#0000>

(2026年1月1日施行、法律第20825号、2025年3月18日一部改正)

【免責条項】本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

輸入食品安全管理特別法(略称:輸入食品法)

[施行 2024年8月7日] [法律第20245号、2024年2月6日、一部改正]

食品医薬品安全処(輸入食品政策課)043-719-2159、2168

第1章 総則

第1条(目的) この法は、輸入食品等の安全性を確保し、品質の向上を図り、正しい情報を提供することにより健全な取引秩序および国民の健康増進に資することを目的とする。

第2条(定義) この法において使用する用語の意味は、次のとおりとする。〈改正 2021年8月17日、2023年6月13日〉

1. 「輸入食品等」とは、海外から国内に輸入される「食品衛生法」第 2 条による食品、食品添加物、器具、容器・包装(以下「食品等」という)、「健康機能食品に関する法律」第 3 条による健康機能食品(以下「健康機能食品」という)および「畜産物衛生管理法」第 2 条による畜産物(以下「畜産物」という)をいう。
- 1の2. 「動物性食品」とは、海外から国内に輸入される「食品衛生法」第2条による食品(畜産物を除く)のうち、次の各項目のいずれかに該当する食品であつて、大統領令で定めるものをいう。
 - イ. 動物の食肉・原乳または卵
 - ロ. イの食品を原料として製造・加工された食品
 - ハ. 畜産物を原料として製造・加工された食品
2. 「輸入食品等の流通履歴追跡管理」とは、輸入食品等の輸入から販売まで、段階別に情報を記録・管理し、その輸入食品等の安全性等に問題が発生した場合に、その輸入食品等を追跡して原因を究明し、必要な措置を講じることができるよう管理することをいう。
3. 「海外製造業所」とは、輸入食品等(畜産物を除く)の生産・製造・加工・処理・包装・保管等を行う海外に所在する施設(水産物を生産・加工する船舶を含む)をいう。
4. 「海外作業所」とは、海外から国内に輸入される畜産物のと畜・集乳・製造・加工・保管等を行う海外に所在する作業所をいう。
5. 「営業者」とは、第15条第1項により営業登録をした者をいう。
6. 「現地実態調査」とは、海外製造業所または海外作業所に立ち入り検査を行うことをいう。
7. 「海外からの直接購入食品等」とは、個人が自家消費を目的として、海外のサイバーモール(コンピュータ等の情報通信設備を利用して財貨等の取引が行えるように設けられた仮想の営業所をいう。以下同じ)で直接購入する食品等・健康機能食品および畜産物をいう。

第3条(責務) ① 国および地方自治体は、すべての国民に安全で良質な輸入食品等が提供されるよう、輸入食品等の管理政策と基準を設け、営業者を指導・監督しなければならない。

② 営業者は、安全で良質な輸入食品等を輸入しなければならない、取り扱う輸入食品等の危害の有無について常に確認し、検査しなければならない。

第4条(他の法律との関係)① この法は、輸入食品等に関して、他の法律より優先して適用されるものとする。

② 輸入食品等に関し、この法において規定していない事項については、「食品衛生法」、「健康機能食品に関する法律」、「畜産物衛生管理法」、「食品・医薬品分野における試験・検査等に関する法律」等、関係法律によるものとする。

第2章 輸入前段階の管理

第5条(海外製造業所の登録)① 輸入食品等を国内に輸入しようとする者または海外製造業所の設置・運営者(以下「輸入者等」という)は、当該海外製造業所の名称、所在地および生産品目等、総理令で定める事項を、第20条による輸入申告を行う前に食品医薬品安全処長に登録申請しなければならない。〈改正 2018年12月11日、2023年8月8日〉

② 第1項により登録した事項に変更がある場合には、食品医薬品安全処長に変更登録を申請しなければならない。〈改正 2023年8月8日〉

③ 食品医薬品安全処長は、輸入者等が第1項または第2項により登録または変更登録を申請した事項のうち、追加確認が必要な場合には、輸入者等に必要な資料を要請することができる。〈改正 2023年8月8日〉

④ 第6条第1項による現地実態調査計画が通知された後、第1項による登録を撤回した海外製造業所と同一の場所で輸入者等が第1項により再度登録を申請する場合には、第6条第1項の現地実態調査等の検討を経て登録の可否を決定することができる。〈改正 2023年8月8日〉

⑤ 食品医薬品安全処長は、輸入者等が次の各号のいずれかに該当する場合には、第20条による輸入申告を拒否することができる。〈改正 2023年6月13日〉

1. 第1項または第2項による登録を行っていない場合、または虚偽もしくは不正な方法により登録した場合
2. 第3項による資料を提供しない場合、または虚偽もしくは不正な方法により提供した場合

⑥ 第1項による海外製造業所登録の有効期間は、登録の日から2年間とし、食品医薬品安全処長は、2年の範囲内でその期間を延長することができる。〈改正 2023年6月13日〉

⑦ 第6項により有効期間の延長を受けようとする輸入者等は、有効期間が満了する前に食品医薬品安全処長に申請しなければならない。〈新設 2023年6月13日〉

⑧ 第1項および第2項にかかわらず、動物性食品に係る海外製造業所の設置・運営者は、輸出国政府を通じて食品医薬品安全処長に海外製造業所の登録または変更登録を申請しなければならない。〈新設 2023年6月13日〉

⑨ 第1項および第2項による登録の手続および方法、第7項による有効期間の延長手続ならびに第8項による登録申請の手続および方法等は、総理令で定める。〈改正 2023年6月13日〉

[施行日:2024年6月14日] 第5条第8項

第5条の2(海外製造業所の登録取消等)① 食品医薬品安全処長は、海外製造業所が虚偽その他の不正な方法により第5

条第1項または第2項により登録または変更登録された場合には、その登録を取り消さなければならない。

② 第1項により登録が取り消された場合、当該海外製造業所の登録または変更登録を申請した輸入者等は、登録が取り消された日から2年が経過する前には第5条第1項による登録を申請することができない。

[本条新設 2023年8月8日]

第6条(海外製造業所の現地実態調査)① 食品医薬品安全処長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、輸出国政府または海外製造業所と事前に協議を経て、第5条第1項により登録を申請したか、または登録された海外製造業所に対して現地実態調査を行うことができる。<改正 2023年8月8日>

1. 輸入食品等の危害防止のために現地実態調査が必要であると食品医薬品安全処長が認める場合
2. 国内外において収集された輸入食品等の安全情報に対する事実確認が必要であると、食品医薬品安全処長が認める場合

② 食品医薬品安全処長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該海外製造業所の輸入食品等に対して、輸入中断の措置を講じることができる。<改正 2019年4月23日、2021年8月17日、2023年8月16日>

1. 第1項による現地実態調査(第9条の2による非対面調査を含む。以下この項において同じ)を拒否、妨害または忌避(正当な事由なしに回答しなかった場合を含む)する場合
2. 第1項による現地実態調査の結果、輸入食品等に危害発生のおそれがある場合

③ 食品医薬品安全処長は、第2項第1号に該当し輸入が中断された輸入食品等に対して、当該海外製造業所に対する現地実態調査等の結果に基づき、輸入中断を解除することができる。<新設 2023年8月16日>

④ 食品医薬品安全処長は、第2項第2号に該当し輸入が中断された輸入食品等に対して、輸出国政府、海外製造業所もしくは輸入した営業者が原因を究明して改善事項を提示するか、またはその輸入食品等に危害がないものと認められる場合には、第2項による輸入中断を解除することができる。この場合、改善事項に対する確認が必要なときには、現地実態調査を行うことができる。<改正 2023年8月16日>

⑤ 食品医薬品安全処長は、輸入食品等に対して、第2項により輸入中断の措置を講じるか、または第3項もしくは第4項により輸入中断を解除した場合には、当該海外製造業所に関する情報を公開することができる。<新設 2019年12月3日、2023年8月16日>

⑥ 第2項による輸入中断の措置、第3項または第4項による輸入中断の解除措置および第5項による情報公開に関する細部事項は、総理令で定める。<改正 2019年12月3日、2023年8月16日>

第6条の2(海外製造業所の食品安全管理認証等)① 食品医薬品安全処長は、「食品衛生法」第48条第1項による食品安全管理認証基準(以下「食品安全管理認証基準」という)を遵守する海外製造業所を、輸入食品等別に食品安全管理認証基準適用海外製造業所(以下「輸入食品安全管理認証基準適用業所」という)として認証することができる。この場合、食品医薬品安全処長が輸出国政府と協議し、別途の基準を定めて告示したときには、これを当該国の海外製造業所に適用される食品安全管理認証基準とみなすことができる。

② 輸入食品安全管理認証基準適用業所の設置・運営者が、その認証を受けた事項のうち総理令で定める事項を変更し

ようとする場合は、食品医薬品安全処長の変更認証を受けなければならない。

③ 第1項による認証の有効期間は認証を受けた日から3年間とし、第2項による変更認証の有効期間は当初の認証有効期間の残りの期間とする。この場合、認証または変更認証の有効期間は3年の範囲内で延長することができる。

④ 原料管理および生産等の過程において危害物質が混入するか、または汚染されるおそれ大きい食品であって、総理令で定める輸入食品等は、輸入食品安全管理認証基準適用業所で生産・製造・加工・処理・包装・保管等が行われた場合に限り輸入することができる。

⑤ 食品医薬品安全処長は、輸入食品安全管理認証基準適用業所に対して、食品安全管理認証基準が遵守されているかどうか等に関する調査・評価を行うことができ、その結果、次の各号のいずれかに該当する場合はその認証を取り消すか、または是正を命ずることができる。ただし、第1号および第2号に該当する場合は認証を取り消さなければならない。

1. 虚偽その他の不正な方法により認証を受けた場合

2. 食品安全管理認証基準を遵守しているかどうか等に関する調査・評価を拒否、妨害または忌避(正当な事由なしに回答しなかった場合を含む)した場合

3. 食品安全管理認証基準を遵守しなかった場合

4. その他、第1号から第3号までに準ずる事項として総理令で定める事項を遵守しなかった場合

⑥ 食品医薬品安全処長は、輸入食品安全管理認証基準適用業所の工程別・品目別危害要素の分析、認証および調査・評価等の業務を「韓国食品安全管理認証院の設立および運営に関する法律」による韓国食品安全管理認証院等、大統領令で定める機関に委託することができる。この場合、委託業務の範囲等について必要な事項は大統領令で定める。

⑦ 食品医薬品安全処長は、第6項により委託業務を遂行する機関に対し、予算の範囲内で委託業務遂行に必要な経費の全部または一部を補助することができる。

⑧ 第1項および第2項による認証および変更認証の要件・手続、第3項による有効期間延長の手続、第5項による調査・評価の方法・手続について、必要な事項は総理令で定める。

[本条新設 2020年4月7日]

第7条(優秀輸入業所の登録等)① 第20条により輸入申告をしようとする者は、当該輸入食品等の安全性確保等のため、食品医薬品安全処長が定める基準に従い海外製造業所または海外作業所の衛生管理状態を点検することができる。<改正 2022年6月10日>

② 第1項により衛生管理状態を点検した者は、食品医薬品安全処長に対し、優秀輸入業所として登録することができる。

③ 第2項により優秀輸入業所として登録しようとする者は、総理令で定めるところにより、食品医薬品安全処長に申請しなければならない。登録した事項のうち、総理令で定める重要な事項を変更しようとする場合も同様とする。

④ 食品医薬品安全処長は、第3項による優秀輸入業所の登録申請または登録された優秀輸入業所について、食品医薬品安全処長が定める基準に適合しているか否かを確認するため、海外製造業所または海外作業所に対する現地実態調査を行うことができる。<改正 2022年6月10日>

⑤ 第2項による優秀輸入業所登録の有効期間は、登録の日から3年間とし、食品医薬品安全処長は、3年の範囲内でその期間を延長することができる。<改正 2023年6月13日>

⑥ 第5項により有効期間の延長を受けようとする営業者は、有効期間が満了する前に食品医薬品安全処長に申請しなけ

なければならない。〈新設 2023年6月13日〉

⑦ 食品医薬品安全処長は、優秀輸入業所が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消し、または是正を命ずることができる。ただし、優秀輸入業所が第1号に該当する場合には、登録を取り消さなければならない。〈改正 2018年3月13日、2023年6月13日〉

1. 虚偽その他の不正な方法により登録した場合
2. 第29条または「食品等の表示・広告に関する法律」第16条第1項・第2項により、2か月以上の営業停止を命じる行政処分を受けた場合
3. その他、第1号および第2号に準ずる事項として、総理令で定める事項を遵守しなかった場合

⑧ 第7項により登録が取り消された業所は、その取消しの日から3年間は優秀輸入業所の登録を申請することができない。〈改正 2023年6月13日〉

⑨ 優秀輸入業所の登録対象ならびに登録・変更および有効期間延長に関する手続、方法等の細部事項は、総理令で定める。〈改正 2023年6月13日〉

第8条 削除 〈2020年4月7日〉

第9条(現地実態調査等の委託) ① 食品医薬品安全処長は、第6条および第7条による現地実態調査(第9条の2による非対面調査を含む。以下この条において同じ)を効率的に実施するために必要であると判断される場合には、「韓国食品安全管理認証院の設立および運営に関する法律」による韓国食品安全管理認証院に委託することができる。〈改正 2021年8月17日〉

② 食品医薬品安全処長は、第18条第2項による衛生評価(第9条の2による非対面調査を含む。以下この条において同じ)等を効率的に実施するために必要であると判断される場合には、第10条により指定された海外食品衛生評価機関に委託することができる。〈改正 2021年8月17日〉

③ 第1項および第2項により、委託業務を遂行する機関が現地実態調査または衛生評価等を行った場合には、その結果を食品医薬品安全処長に報告し、関連書類を提出しなければならない。

④ 現地実態調査ならびに衛生評価等の結果報告時期および方法、提出書類等の細部事項は、総理令で定める。

[全文改正 2020年12月29日]

第9条の2(海外製造業所等に対する非対面調査) 食品医薬品安全処長は、天災地変または感染症発生等の事由により、第6条第1項・第7条第4項・第12条第2項による現地実態調査もしくは第18条第2項による現地衛生評価等が困難であると判断される場合、または迅速な点検等効率的な調査のために必要な場合には、海外製造業所または海外作業所に対し、総理令で定めるところにより、コンピュータ・映像通信等の情報通信技術を活用した非対面調査を行うことができる。

[本条新設 2021年8月17日]

第10条(海外食品衛生評価機関の指定等) ① 食品医薬品安全処長は、第9条第2項による衛生評価等の業務を効率的に実施するため、専門的に評価を実施することができる機関を指定することができる。〈改正 2020年12月29日〉

② 第1項により指定を受けた機関(以下「海外食品衛生評価機関」という)の指定に関する有効期間は、指定を受けた日から3年間とする。

③ 第2項による有効期間は、総理令で定めるところにより1年を超えない範囲内で1回に限り延長することができる。

④ 第2項および第3項により有効期間が満了する海外食品衛生評価機関であつて、第8項の要件を備えている場合には、第1項により再び指定することができる。

⑤ 食品医薬品安全処長は、海外食品衛生評価機関の評価適正性と信頼性等を確保するために必要であると認められる場合には、評価を行う者もしくはその他の関係人に必要な報告をさせるか、または関係公務員に海外食品衛生評価機関の事務所もしくはその他これに類する場所に立ち入り、従事者と関連書類を検査させるか、または必要に応じて関連帳簿もしくは書類等を閲覧させることができる。

⑥ 食品医薬品安全処長は、海外食品衛生評価機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、総理令で定めるところにより指定を取り消すか、6か月以内の期間を定めて業務停止を命じるか、または是正命令等、必要な措置を講じることができる。ただし、海外食品衛生評価機関が第1号から第3号までの規定のうちいずれかに該当する場合には、その指定を取り消さなければならない。

1. 虚偽その他の不正な方法により指定を受けた場合
2. 故意または重大な過失により虚偽の評価関連書類を作成した場合
3. 業務停止処分に違反した場合
4. 食品医薬品安全処長が定める海外食品衛生評価機関の業務に関する規定に違反した場合
5. 第5項による立入り・検査、関連書類等の閲覧および報告等を拒否・妨害または忌避した場合

⑦ 第6項により指定が取り消された海外食品衛生評価機関は、取り消された日から2年間、第1項による指定を受けることはできない。

⑧ 海外食品衛生評価機関の指定要件および手続等細部事項は、総理令で定める。

第10条の2(特別衛生管理食品の輸入衛生評価等) ① 食品医薬品安全処長は、輸出国において食用として管理されておらず、特別な衛生管理が必要な大統領令で定める食品(以下「特別衛生管理食品」という)について、輸出国政府が輸入の許容について要請した場合、または輸出国の衛生管理に関する再評価が必要であると認められる場合等、総理令で定める場合には、特別衛生管理食品ごとに輸出国の衛生管理の実態等について評価(以下「輸入衛生評価」という)を実施することができる。

② 特別衛生管理食品は、輸入衛生評価の結果が適合である場合に限り輸入することができる。

③ 第5条第1項および第2項にかかわらず、特別衛生管理食品に関する海外製造業所の設置・運営者は、輸出国政府を通じて食品医薬品安全処長に海外製造業所の登録を申請しなければならない。登録した事項を変更しようとする場合も同様とする。

④ 営業者は、第20条により特別衛生管理食品の輸入申告をするときには、輸出国政府が食品医薬品安全処長と協議した書式等により発行した輸出衛生証明書を添付しなければならない。

⑤ 第1項から第4項までによる輸入衛生評価、特別衛生管理食品に係る海外製造業所の登録および変更登録の手続・方法等に必要な事項は、総理令で定める。

[本条新設 2018年12月11日]

第11条(畜産物および動物性食品の輸入衛生評価等)① 食品医薬品安全処長は、輸出国政府が畜産物もしくは動物性食品の輸入許容について要請した場合、または国際食品規格委員会等の国際基準の変更等により輸出国の衛生管理に関する再評価が必要であると認められる場合等、総理令で定める場合には、畜産物または動物性食品ごとに輸出国の畜産物または動物性食品の衛生管理の実態等について輸入衛生評価を実施することができる。ただし、「家畜伝染病予防法」第31条に定める指定検疫物に該当する畜産物については、農林畜産食品部長官が同法第32条第5項による輸入リスク分析の実施を決定した場合、その畜産物に対する輸入衛生評価を実施しなければならない。〈改正 2018年12月11日、2023年6月13日〉

② 食品医薬品安全処長は、第1項により実施した輸入衛生評価の結果に基づき、輸出国・輸出地域別の畜産物または動物性食品別に輸入衛生要件を定めて告示することができる。ただし、すでに畜産物の輸入衛生要件が告示されている国または地域の畜産物を原料として製造・加工した動物性食品の場合は、第1項による輸入衛生評価を行わずに、当該動物性食品の輸入衛生要件を告示することができる。〈改正 2023年6月13日〉

③ 畜産物または動物性食品を輸入しようとする者は、食品医薬品安全処長が当該輸入食品等の輸入衛生要件を定めて告示した国または地域から輸入しなければならない。ただし、「家畜伝染病予防法」第31条に定める指定検疫物に該当する畜産物の場合は、農林畜産食品部長官が輸入を許可した国または地域に限る。〈改正 2023年6月13日〉

④ 食品医薬品安全処長は、第2項により告示された畜産物または動物性食品の輸入衛生要件の履行状況等を調査・確認するため、海外製造業所または海外作業所に対して現地実態調査を実施することができる。〈改正 2023年6月13日〉

⑤ 畜産物または動物性食品の輸入を申告する者は、輸出国政府が食品医薬品安全処長と協議した書式等により発行した輸出衛生証明書を添付しなければならない。〈改正 2023年6月13日〉

⑥ 第1項から第5項までに関し必要な手続、方法等は、総理令で定める。

[見出しの改正 2023年6月13日]

第12条(海外作業所の登録等)① 海外作業所の設置・運営者は、第20条による畜産物に対する輸入申告前に、輸出国政府を通じて食品医薬品安全処長に登録を申請しなければならない。登録した事項を変更しようとする場合も同様とする。

② 食品医薬品安全処長は、第1項による登録に対する調査・確認のため、登録を申請したか、または登録された海外製造業所に対する現地実態調査を行うことができる。〈改正 2019年4月23日、2023年8月8日〉

③ 第2項による現地実態調査計画が通知された後、第1項による登録を撤回した海外作業所と同一の場所で海外作業所の設置・運営者が第1項により再度登録を申請する場合には、第13条第3項の現地実態調査等の検討を経て登録の可否を決定することができる。〈新設 2023年8月8日、2023年8月16日〉

④ 第1項による登録に関する手続および方法等は、総理令で定める。〈改正 2023年8月8日〉

第13条(海外作業所の登録取消等)① 食品医薬品安全処長は、第12条により登録された海外作業所が次の各号のいずれかに該当する場合、輸出国政府に是正を要請するか、または畜産物輸入中断もしくは海外作業所の登録取消等の必要な措置を講じることができる。ただし、海外作業所が第1号に該当する場合には、登録を取り消さなければならない。〈改正 2019年4月23日、2021年8月17日、2023年8月16日〉

1. 虚偽その他の不正な方法により登録した場合
 2. 第12条第1項後段による変更登録を行っていない場合、または虚偽の変更登録を行った場合
 3. 第12条第2項による現地実態調査(第9条の2による非対面調査を含む。以下この項において同じ)を拒否、妨害または忌避(正当な事由なしに回答しなかった場合を含む)する場合
 - 3の2. 第12条第2項による現地実態調査の結果、不適合と判断される場合
 4. 食品医薬品安全処長が定めて告示した禁止薬品等の残留物質基準に違反する等、輸入衛生要件について深刻な違反をした場合
 5. 海外作業所において生産された畜産物が危害のあるものと明らかになった場合、または危害のおそれがあると食品医薬品安全処長が認める場合
 6. その他、「畜産物衛生管理法」第3条の2による畜産物衛生審議委員会の審議の結果、措置が必要であると認められる場合
- ② 食品医薬品安全処長は、第1項第3号に該当し輸入が中断された畜産物に対して、当該海外作業所に対する現地実態調査等の結果に基づき、輸入中断を解除することができる。〈新設 2023年8月16日〉
- ③ 食品医薬品安全処長は、第1項により輸入が中断された海外作業所、または登録が取り消された海外作業所(第1項第3号に該当し畜産物の輸入が中断された海外作業所は除く)に対して、輸出国政府または海外作業所の設置・運営者がその原因を調査して是正および予防措置を実施し、その結果を輸出国政府が提出した場合、これを検討して妥当であると認められたときは、輸入中断措置を解除するか、または再登録をさせることができる。この場合、必要であると判断されたときは、海外作業所に対して現地実態調査を行うことができる。〈改正 2023年8月16日〉
- ④ 食品医薬品安全処長は、畜産物について第1項により輸入中断の措置を講じた場合、または第2項もしくは第3項により輸入中断措置を解除した場合には、当該海外作業所に関する情報を公開することができる。〈新設 2019年12月3日、2023年8月16日〉
- ⑤ 第1項第1号または第2号により登録が取り消された場合、海外作業所の設置・運営者は、登録が取り消された日から2年を経過する前には第12条第1項による登録を申請することができない。〈新設 2023年8月8日、2023年8月16日〉
- ⑥ 第1項による畜産物輸入中断または海外作業所の登録取消、第2項または第3項による輸入中断の解除または海外作業所の再登録および第4項による情報公開等に関する細部的な手続および方法等は、総理令で定める。〈改正 2019年12月3日、2023年8月8日、2023年8月16日〉

第3章 輸入営業管理

第14条(営業の種類および施設基準)① 次の各号の営業を行おうとする者は、総理令で定める施設基準に適合する施設を備えなければならない。

1. 輸入食品等輸入・販売業（輸入食品等を輸入して販売する営業をいう）
2. 輸入食品等申告代行業
3. 輸入食品等インターネット購入代行業
4. 輸入食品等保管業

② 第1項各号に掲げる営業の範囲は、大統領令で定める。

第15条（営業の登録等）① 第14条第1項各号に掲げる営業を営もうとする者は、食品医薬品安全処長に対し営業登録をしなければならない。登録した事項のうち、大統領令で定める重要な事項を変更するときも、また同様とするとする。

② 食品医薬品安全処長は、第1項による営業登録をするときは、必要な条件を付することができる。

③ 第1項による営業登録をした者が廃業、または登録した事項のうち同項後段の重要な事項を除いた事項を変更するとき、食品医薬品安全処長に届け出なければならない。

④ 食品医薬品安全処長は、営業者が「付加価値税法」第8条第8項により管轄税務署長に廃業届出をするか、または管轄税務署長が事業者登録を抹消した場合には、登録事項を職権により抹消することができ、必要な場合には、管轄税務署長に対し営業者の廃業の有無に関する情報提供を要請することができる。この場合、管轄税務署長は、「電子政府法」第39条により営業者の廃業の有無に関する情報を提供するものとする。〈改正 2018年12月31日、2020年12月22日〉

⑤ 第29条第1項または「食品等の表示・広告に関する法律」第16条第1項による営業停止処分を受けた営業者は、その営業停止期間中は第3項による廃業届出をすることができない。〈改正 2018年3月13日〉

⑥ 第1項にかかわらず、「食品衛生法」、「健康機能食品に関する法律」、「畜産物衛生管理法」により許可を受けた営業者、または登録もしくは申告を行った営業者のうち、大統領令で定める営業者が自社製品の製造用原料または外貨獲得用原料（製造・加工等を経て輸出することを前提として輸入する原料をいう。以下同じ）として輸入食品等を輸入する場合には、第1項により登録したものとみなす。〈改正 2024年2月6日〉

⑦ 次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項による営業登録を行ってはならない。〈改正 2018年3月13日、2023年6月13日〉

1. 当該営業施設が第14条第1項による施設基準に適合しない場合
2. 第29条第1項・第3項または「食品等の表示・広告に関する法律」第16条第1項・第2項により、営業登録が取り消されてから6か月を経過する前に、同一の場所で同種の営業を営もうとする場合。ただし、営業施設の全部を撤去して営業登録が取り消された場合は、この限りでない。
3. 「食品衛生法」第4条から第6条まで、および第8条、「健康機能食品に関する法律」第23条、「畜産物衛生管理法」第33条第1項に違反して営業登録が取り消されてから5年を経過する前に同一の者（法人である場合には代表者を含む）が、取り消された営業と同種の営業を営もうとする場合
4. 第29条第1項・第3項または「食品等の表示・広告に関する法律」第16条第1項・第2項により、営業登録が取り消されてから2年を経過する前に同一の者（法人である場合には代表者を含む）が取り消された営業と同種の営業を営もうとする場合。ただし、第3号の場合を除く。
5. 営業登録をしようとする者が成年被後見人である場合、または破産宣告を受けて復権していない場合

⑧ 第1項による営業の登録および変更登録の手続、方法等に関する細部事項は、総理令で定める。

- 第16条(営業の承継)**① 営業者が営業を譲渡するか、もしくは死亡した場合、または法人が合併した場合には、その譲受人・相続人または合併後に存続する法人もしくは合併により設立される法人は、その営業者の地位を承継する。
- ② 次の各号のいずれかに該当する手続により営業施設の全部を引き受けた者は、その営業者の地位を承継する。この場合、従前の営業者が行った営業登録は、その効力を失う。〈改正 2016年12月27日〉
1. 「民事執行法」による競売
 2. 「債務者の再生および破産に関する法律」による換価
 3. 「国税徴収法」、「関税法」、「地方税徴収法」による差押財産の売却
 4. その他第1号から第3号までの手続に準ずる手続
- ③ 第1項または第2項により営業者の地位を承継した者は、総理令で定めるところにより、承継した日から1カ月以内にその旨を食品医薬品安全処長に届け出なければならない。
- ④ 第1項および第2項による承継に関しては第15条第7項を準用する。ただし、相続人が第15条第7項第5号に該当する場合、相続を受けた日から3か月間は、この限りでない。
- ⑤ 食品医薬品安全処長は、「保健犯罪取締に関する特別措置法」第2条または第10条により刑の宣告を受け、その刑の執行が完了してから5年が経過しない者に対しては、第1項および第2項による承継を制限することができる。

- 第17条(衛生教育)**① 営業者は、毎年、総理令で定めるところにより、輸入食品等の衛生管理等に関する教育を受けなければならない。〈新設 2018年12月11日〉
- ② 第14条第1項各号に掲げる営業を営もうとする者は、総理令で定めるところにより、あらかじめ輸入食品等の衛生管理等に関する教育を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ教育を受けることができない場合には、営業を開始した後に食品医薬品安全処長が定めるところにより教育を受けることができる。〈改正 2018年12月11日〉
- ③ 第1項または第2項により教育を受けなければならない営業者または営業を営もうとする者が、総理令で定めるやむを得ない事由がある場合には、従業員の中から管理責任者を指定して営業者または営業を営もうとする者の代わりに教育を受けさせることができる。〈新設 2018年12月11日〉
- ④ 第1項および第2項による教育機関、教育内容、教育時間、教育費用等、教育に必要な事項は、総理令で定める。〈改正 2018年12月11日〉

- 第18条(営業者の遵守事項)**① 営業者は、輸入食品等の安全性の確保と健全な取引秩序および国民の健康増進のために総理令で定める事項を遵守しなければならない。
- ② 注文者商標付着方式で輸出国に製造・加工を委託した輸入食品等(以下「注文者商標付着輸入食品(※OEM食品)等」という)を輸入・販売する営業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
1. 注文者商標付着輸入食品等を製造・加工する業者に対して、食品医薬品安全処長が定める衛生点検に関する基準により、海外食品の衛生評価機関をして現地の衛生評価等を実施するようにしなければならない。
 2. 注文者商標付着輸入食品等に対して、「食品衛生法」第31条による検査を実施し、その記録を2年間保管しなければならない。

第19条(営業者の区分管理)① 食品医薬品安全処長は、輸入食品等の安全と品質管理のために、営業者に対して輸入食品等の検査結果、違反履歴、国内外の食品安全情報等により営業者を区分して差等管理することができる。

② 第1項による営業者の区分管理に関する細部事項は、総理令で定める。

第4章 通関段階の管理

第20条(輸入申告等)① 営業者が販売する目的または営業上使用する目的で輸入食品等を輸入(輸入申告の代行を含む)するためには、当該輸入食品等を総理令で定めるところにより食品医薬品安全処長に輸入申告しなければならない。ただし、衛生上危害発生のおそれが低い、またはない場合等総理令で定める場合には、この限りでない。

〈改正 2023年6月13日〉

② 第1項により輸入申告をしようとする者または輸入申告をした者は、輸入食品等の安全および品質に関して責任を負い、次の各号に該当する行為をしてはならない。〈改正 2024年2月6日〉

1. 虚偽その他の不正な方法により輸入申告する行為
2. 第1項による申告内容と異なる用途により輸入食品等を使用し、または販売する行為。ただし、第15条第6項により営業の登録を受けたものとみなされる営業者が、自社製品の製造用原料または外貨獲得用原料として輸入申告をした後、総理令で定めるところにより用途変更の承認を得た場合を除く。
3. 第21条第1項による検査の結果、不適合処分を受けて輸出国に返送されたか、または他の国に搬出された輸入食品等を再輸入する行為
4. 第21条第1項後段による輸入申告条件に違反する行為
5. 「食品衛生法」第7条、「健康機能食品に関する法律」第14条および「畜産物衛生管理法」第4条による基準および規格に違反する輸入食品等を輸入申告する行為

③ 食品医薬品安全処長は、第1項による輸入申告を受けた場合、その内容を検討し、この法に適合する場合は申告を受理しなければならないが、必要に応じて条件を付することができる。〈改正 2018年12月11日〉

④ 食品医薬品安全処長は、第3項による審査の過程において、第1項により輸入申告された輸入食品等が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該輸入申告の受理を保留(以下「申告受理保留措置」という)することができる。

〈新設 2018年12月11日〉

1. テロの手段として使用されるおそれがある場合
2. 「感染症の予防および管理に関する法律」第2条第1号に掲げる感染症の病原体に汚染された場合、または汚染されているおそれがある場合
3. 人体に有害な物質に汚染されていると判断されるが、汚染の有無を確認するための検査項目を特定することが困難な場合、または定められた試験方法がない場合
4. 国内において申告・登録等をしていない、または許可・承認等を受けていない農薬、動物用医薬品、遺伝子組換え食品等の物質が使用されていると判断される場合であって、当該原料または成分に関して定められた試験方法がない場合
5. その他、当該輸入食品等により国民の健康に重大な危害が発生した場合、または発生するおそれがあり、迅速な措置

が必要な場合

⑤ 食品医薬品安全処長は、申告受理保留措置を講じようとする場合、次の各号に掲げる輸入食品等の区分に応じて、同号に定める審議委員会(以下この条において「審議委員会」という)の審議・議決を経なければならない。ただし、国民の健康に危害を及ぼすおそれが切迫しており、迅速な措置が必要な場合には、申告受理保留措置を講じた後に審議委員会の審議・議決を経ることができる。〈新設 2018年12月11日〉

1. 食品等:「食品衛生法」第57条による食品衛生審議委員会
2. 健康機能食品:「健康機能食品に関する法律」第27条による健康機能食品審議委員会
3. 畜産物:「畜産物衛生管理法」第3条の2による畜産物衛生審議委員会

⑥ 食品医薬品安全処長は、申告受理保留措置を受けた輸入食品等について、職権により、または利害関係のある国もしくは輸入申告を行った営業者からの異議申立に基づき検討した結果、当該輸入食品等に危害がないものと認められる場合には、審議委員会の審議・議決を経て申告受理保留措置の全部または一部を解除することができる。

〈新設 2018年12月11日〉

⑦ 食品医薬品安全処長は、申告受理保留措置を受けた輸入食品等について、利害関係のある国または輸入申告を行った営業者が原因の究明および改善事項を提示した場合には、申告受理保留措置の全部または一部を解除することができる。この場合において、改善事項の確認が必要であるときは、現地実態調査を行うことができる。〈新設 2018年12月11日〉

⑧ 食品医薬品安全処長は、申告受理保留措置または第6項および第7項による解除措置を講じた場合には、その旨を告示しなければならない。〈新設 2018年12月11日〉

⑨ 注文者商標付着輸入食品等を第1項により輸入申告する場合には、食品医薬品安全処長が定めて告示する基準により設定した消費期限の設定理由書を食品医薬品安全処長に報告しなければならない。報告した事項のうち、総理令で定める重要な事項を変更する場合も同様とする。〈改正 2018年12月11日、2021年8月17日〉

第20条の2(輸入申告受理の自動化)① 第20条第1項による輸入申告のうち、国民の健康に対する危害発生のおそれが低く、かつ反復的に輸入される輸入食品等の輸入申告については、「行政基本法」第20条により第39条の2に定める輸入食品統合情報システムにより完全に自動化された方式で受理することができる。

② 第1項により自動化された方式で受理する輸入申告の対象および手続等に関する細部事項は、総理令で定める。

[本条新設 2023年6月13日]

第21条(輸入検査等)① 食品医薬品安全処長は、第20条第1項により輸入申告された輸入食品等に対し、通関手続が終わる前に関係公務員または「畜産物衛生管理法」第13条の検査官(以下「関係公務員等」という)もしくは検査機関をして、必要な検査を実施させなければならない。この場合、検査結果の確認前または違反事項に対する補完前における使用または販売を禁止するなどの条件を付して申告を受理することができる。〈改正 2018年12月11日〉

② 食品医薬品安全処長は、第1項による検査を行うときは、輸入食品等の検査履歴、国内外の食品安全情報等により、輸入食品等を区分して差等検査することができる。

③ 食品医薬品安全処長は、申告された輸入食品等が次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項にかかわらず、

輸入食品等の検査の全部または一部を省略することができる。

1. 第7条により優秀輸入業所として登録された者が輸入する輸入食品等
2. 削除 <2020年4月7日>
3. 営業者が申告した当該輸入食品等について、「食品・医薬品分野における試験・検査等に関する法律」に定める検査機関の検査を受け、その検査成績書または検査証明書等を提出する場合
4. その他精密検査の結果、不適合履歴がないなど、食品医薬品安全処長が安全性に問題がないと認めた輸入食品等
 - ④ 食品医薬品安全処長は、安全かつ品質に優れた輸入食品等を輸入することができる環境を整備するため、輸入食品等の検査結果および優秀輸入者を公開することができる。
 - ⑤ 第1項による検査の種類・対象・方法および手続、検査項目、条件等と、第2項による輸入食品等の区分検査および第4項による検査結果ならびに優秀輸入者の公開等に必要な事項は、総理令で定める。

第22条(検査命令)① 食品医薬品安全処長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、営業者に対し「食品・医薬品分野における試験・検査等に関する法律」に定める検査機関において、総理令で定める期限内に検査を受けることを命じることができる。ただし、検査によって危害成分を確認することができないと食品医薬品安全処長が認める場合には、関係資料の提出等をもって代えることができる。<改正 2021年8月17日>

1. 国内外で食品医薬品安全処長が定める有害物質が検出された輸入食品等
 2. 第21条による輸入検査または第25条による立入り・検査・収去の結果、不適合が繰り返し発生する輸入食品等
 3. その他、国内外で危害発生のおそれが提起された輸入食品等
- ② 第1項による検査命令対象の輸入食品等の範囲、提出資料等の細部事項は、食品医薬品安全処長が定めて告示する。

第5章 流通段階の管理

第23条(輸入食品等の流通履歴追跡管理)① 食品医薬品安全処長は、輸入食品等(「家畜および畜産物の履歴管理に関する法律」による輸入牛肉および輸入豚肉を除く。以下この条において同じ)に問題が発生した場合、その輸入食品等を追跡して原因を究明し、必要な措置を講じることができるよう管理するために必要であると判断される場合には、流通履歴追跡管理対象の輸入食品等を定め、営業者に流通履歴追跡管理の登録をさせることができる。ただし、乳幼児食を輸入する営業者および一定の売上高に該当する健康機能食品を輸入する営業者等、総理令で定める営業者は、食品医薬品安全処長に登録しなければならない。<改正 2016年12月27日>

- ② 第1項による流通履歴追跡管理対象の輸入食品等、登録手続、登録事項、登録取消等の基準および調査・評価その他必要な事項は、総理令で定める。

第24条(流通管理計画の策定・施行)① 食品医薬品安全処長は、流通中の輸入食品等を対象として輸入食品等の安全と品質を確認するために、毎年、流通管理計画を策定・施行しなければならない。

- ② 第1項による流通管理計画の策定および施行に必要な事項は、総理令で定める。

第25条(立入り・検査・収去等)① 食品医薬品安全処長(大統領令で定めるその所属機関の長を含む。以下この条において同じ)は、輸入食品等の危害防止・衛生管理および営業秩序の維持のために必要な場合、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

1. 営業者その他関係人に必要な書類または資料の提出要求
2. 関係公務員等に次の各項目に該当する立入り・検査・収去等の措置を講じさせること
 - イ. 営業所(事務所、倉庫、貯蔵所、販売所その他これに類する場所を含む)に立ち入り、販売を目的とするか、または営業に使用する輸入食品等または営業施設等に対して行う検査
 - ロ. イの検査に必要な最小量の輸入食品等の無償収去
 - ハ. 営業に関係する帳簿または書類の閲覧

② 食品医薬品安全処長は、第1項による立入り・検査・収去等の業務を行う際に、輸入食品等により発生する衛生関連の危害防止業務を効率的に行うために必要な場合には、関係行政機関の長、市・道知事または市長・郡守・区庁長に行政応援を要請することができる。この場合、行政応援の要請を受けた関係行政機関の長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、特別な事由がなければこれに応じなければならない。

③ 第1項および第2項により立入り・検査・収去または閲覧しようとする公務員は、その権限を表示する証票を持参し、これを関係人に提示しなければならない。

④ 第2項による行政応援の手続、費用負担方法その他必要な事項は、大統領令で定める。

第25条の2(海外からの直接購入食品等に関する危害情報の掲載)① 食品医薬品安全処長は、国民の健康に対する危害を防止するため、危害が発生し、または発生するおそれのある海外からの直接購入食品等に関する情報をホームページに掲載することができる。

② 第1項による情報掲載の基準・方法および手続等に必要な事項は、総理令で定める。

[本条新設 2021年8月17日]

※同条は、下記の施行日に赤字内容に改正予定。

第25条の2(海外からの直接購入食品等に関する危害情報の掲載)① 食品医薬品安全処長は、国民の健康に対する危害を防止するため、危害が発生し、または発生するおそれのある海外からの直接購入食品等に関する情報をホームページに掲載することができる。ただし、「麻薬類の管理に関する法律」第2条第1号に定める麻薬類(以下「麻薬類」という)に該当する原料・成分が含まれている、または含まれている可能性がある海外からの直接購入食品等に関する情報については、ホームページに年1回以上掲載しなければならない。〈改正 2025年3月18日〉

② 第1項による情報掲載の基準・方法および手続等に必要な事項は、総理令で定める。

[本条新設 2021年8月17日]

[施行日:2026年1月1日] 第25条の2

第25条の3(国内搬入遮断対象の原料・成分の指定および解除)① 食品医薬品安全処長は、次の各号のいずれかに使用される原料または成分のうち、国民の健康に危害を及ぼすおそれがあり、国内への搬入を遮断する必要がある原料または成分を国内搬入遮断対象の原料・成分として指定することができる。

1. 海外からの直接購入食品等
2. 第14条第1項第3号に掲げる輸入食品等インターネット購入代行業を登録した営業者が輸入する輸入食品等

② 食品医薬品安全処長は、第1項により国内への搬入遮断の対象として指定した原料・成分について、国民の健康に対する危害のおそれがない、または低いことを確認した場合には、その指定を解除しなければならない。

③ 食品医薬品安全処長は、第1項による指定および第2項による指定解除に関する内容を、食品医薬品安全処のホームページで公表しなければならない。

④ 第1項および第2項による原料・成分の指定および指定解除の基準・手続等に関し必要な事項は、総理令で定める。

[本条新設 2022年6月10日]

第25条の4(海外からの直接購入食品等に対する検査および関係機関への情報提供)① 食品医薬品安全処長は、第25条の3第1項により国内への搬入遮断の対象として指定された原料・成分が含まれる可能性のある海外からの直接購入食品等に対して検査を実施することができる。

② 食品医薬品安全処長は、第1項による検査の結果、第25条の3第1項により指定された原料・成分の含有が確認された場合には、当該海外からの直接購入食品等に関する情報を関係する中央行政機関の長に提供することができる。

③ 第1項による検査の方法、手続等に必要な事項は、総理令で定める。

[本条新設 2023年6月13日]

※同条は、下記の施行日に赤字内容に改正予定。

第25条の4(海外からの直接購入食品等に対する検査および関係機関への情報提供)① 食品医薬品安全処長は、第25条の3第1項により国内への搬入遮断の対象として指定された原料・成分が含まれる可能性のある海外からの直接購入食品等に対して検査を実施することができる。ただし、麻薬類に該当する原料・成分が含まれる可能性のある海外からの直接購入食品等については、検査を実施しなければならない。〈改正 2025年3月18日〉

② 食品医薬品安全処長は、第1項による検査の結果、第25条の3第1項により指定された原料・成分の含有が確認された場合には、当該海外からの直接購入食品等に関する情報を関係する中央行政機関の長に提供することができる。

③ 第1項による検査の方法、手続等に必要な事項は、総理令で定める。

[本条新設 2023年6月13日]

[実施日:2026年1月1日] 第25条の4

第25条の5(海外からの直接購入食品等に対する実態調査)① 食品医薬品安全処長は、海外からの直接購入食品等に関する政策を策定するため、消費者による海外からの直接購入食品等の購入・使用実態、危害情報および被害事例等に関する実態調査を実施することができる。

② 食品医薬品安全処長は、第1項により海外からの直接購入食品等の購入・使用実態を調査・研究するために必要がある場合、関係する中央行政機関の長に対し、「関税法」第241条第1項により輸入申告した物品(海外からの直接購入食品等に限り)に関する資料等、大統領令で定める資料の提供を要請することができる。この場合、要請を受けた関係する中央行政機関の長は、正当な事由がなければ、これに応じなければならない。

③ 第1項および第2項による業務を遂行する、または遂行していた者は、第2項により提供された資料または実態調査の業務遂行中に取得した情報を、この法に定める目的以外の用途で照会・使用し、または他人もしくは他の機関に提供もしくは漏洩してはならない。

④ 第1項による実態調査の範囲および方法等必要な事項は、総理令で定める。

[本条新設 2023年6月13日]

第25条の6(輸入食品等の自主的管理の支援) 食品医薬品安全処長は、次の各号のいずれかに該当する者が、自ら第25条の3第1項第1号または第2号に該当する海外からの直接購入食品等および輸入食品等の安全な消費に努める自主的管理体制が定着・広がるよう、管理活動に必要な行政的・財政的支援を行うことができる。

1. 第14条第1項第3号に掲げる輸入食品等インターネット購入代行業を登録した営業者
2. 「電子商取引等における消費者保護に関する法律」第20条による通信販売仲介者

[本条新設 2023年6月13日]

第26条(教育命令) ① 食品医薬品安全処長は、次の各号のいずれかに該当する営業者に輸入食品等の安全性および品質管理等に関する教育を命じることができる。〈改正 2018年3月13日〉

1. 第21条による検査の結果、不適合輸入食品等を輸入した営業者
2. 第25条による立入り・検査・収去等を実施した結果、第29条による営業停止処分を受けた営業者
3. 「食品等の表示・広告に関する法律」第16条第1項により営業停止処分を受けた営業者
4. その他人体に危害を及ぼすおそれがあると食品医薬品安全処長が指定した輸入食品等を輸入する営業者

② 第1項により教育を受けなければならない営業者が営業に直接従事しない、または2以上の場所で営業を行っている場合には、従業員の中から輸入食品の衛生に関する責任者を指定して、代わりに教育を受けさせることができる。

③ 第1項による教育命令の細部手続、教育機関、教育方法およびその内容等に関し必要な事項は、総理令で定める。

第6章 是正命令、登録取消等の行政制裁

第27条(是正命令) 食品医薬品安全処長は、輸入食品等の安全管理のために、この法を遵守しない営業者に対し、必要な是正を命じなければならない。

第28条(施設改善命令等) ① 食品医薬品安全処長は、営業施設が第14条による施設基準に適合しない場合には、期間を

定めてその営業者に施設改善を命じることができる。

② 建築物の所有者と営業者が異なる場合、建築物の所有者は、第1項による施設改善命令を受けた営業者が施設を改善するに際し最大限協力しなければならない。

第29条(登録取消等)① 食品医薬品安全処長は、営業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、大統領令で定めるところにより営業の登録を取り消し、または6か月以内の期間を定めてその営業の停止を命じることができる。<改正 2018年3月13日、2018年12月11日、2022年6月10日>

1. 第14条に違反した場合
 2. 第15条第1項後段、同条第3項に違反した場合
 3. 第15条第7項第5号に該当する場合
 4. 第18条第1項に違反した場合
 5. 第20条第1項・第2項または第9項に違反した場合
 6. 第23条第1項ただし書による流通履歴追跡管理登録を行わなかった場合
 - 6の2. 第25条第1項による立入り・検査・収去等を拒否・妨害または忌避した場合
 7. 第27条または第28条による命令に違反した場合
 8. 「食品衛生法」第4条から第6条まで、第7条第4項、第8条、第9条第4項、第12条の2第2項または第17条第4項に違反した場合
 9. 「健康機能食品に関する法律」第23条または第24条第1項・第2項に違反した場合
 10. 「畜産物衛生管理法」第4条第5項・第6項、第5条第2項または第33条第1項に違反した場合
 11. 「食品衛生法」第45条第1項(「健康機能食品に関する法律」第38条第1項第7号により準用される場合を含む)による回収措置もしくは回収計画の報告または「畜産物衛生管理法」第31条の2による回収・廃棄措置もしくは回収・廃棄計画の報告を行わない、または虚偽の報告をした場合
 12. 「食品衛生法」第72条第1項、「健康機能食品に関する法律」第30条第1項または「畜産物衛生管理法」第36条第1項による差押え・廃棄を拒否・妨害または忌避した場合
 13. 「食品衛生法」第72条第1項・第3項、「健康機能食品に関する法律」第30条第1項・第3項または「畜産物衛生管理法」第36条第1項・第2項による命令に違反した場合
- ② 食品医薬品安全処長は、営業者が正当な事由なしに6か月以上継続して休業する場合には、営業の登録を取り消すことができる。
- ③ 食品医薬品安全処長は、営業者が第1項による営業停止命令に違反して営業を継続した場合、営業の登録を取り消すことができる。
- ④ 第1項による行政処分の細部基準は、その違反行為の類型および違反の程度を考慮して総理令で定める。

第30条(行政処分の効果の承継) 営業者がその営業を譲渡し、もしくは死亡した場合、または法人が合併される場合には、第29条第1項各号、同条第3項に違反した事由により従前の営業者に対して行った行政処分の効果は、その処分期間が満

了した日から1年間、譲受人、相続人または合併後存続する法人に承継され、行政処分の手続が進行中であるときは、譲受人、相続人または合併後存続する法人に対し行政処分の手続を引き続き行うことができる。ただし、譲受人または合併後存続する法人が譲り受け、または合併する場合、その処分または違反の事実を知らなかったことを証明したときは、この限りでない。

第31条(閉鎖措置等)① 食品医薬品安全処長は、第15条による登録をせずに営業を行った場合、または第29条により登録が取り消されたにもかかわらず営業を継続した場合には、当該営業所を閉鎖するために、関係公務員に次の各号の措置を講じさせることができる。

1. 当該営業所の看板等営業表示物の除去または削除
2. 当該営業所が適法な営業所でないことを知らせる掲示文等の掲出
3. 当該営業所の施設物および営業に使用する機械・器具等を使用できなくする封印

② 食品医薬品安全処長は、第1項第3号により封印した後、封印を継続する必要がない、または当該営業を行う者もしくはその代理人が当該営業所の閉鎖を約束し、もしくはその他の正当な事由を挙げて封印の解除を要請した場合には、封印を解除することができる。第1項第2号による掲示文等の場合にも同様とする。

③ 食品医薬品安全処長は、第1項による措置を講じるためには、当該営業を行う者またはその代理人に文書によりあらかじめ知らせなければならない。ただし、大統領令で定める切迫した事由がある場合には、この限りでない。

④ 第1項による措置は、その営業を行うことができないようにするのに必要な最小限の範囲にとどめなければならない。

⑤ 第1項の場合において、関係公務員は、その権限を表示する証票を持参し、これを関係人に提示しなければならない。

第32条(聴聞) 食品医薬品安全処長は、次の各号のいずれかに該当する処分を行うためには、聴聞を行わなければならない。

1. 第10条第6項による海外食品衛生評価機関の指定の取消し
2. 第29条第1項から第3項までの規定による営業登録の取消し

第33条(営業停止等の処分に代えて賦課する課徴金処分)① 食品医薬品安全処長は、営業者が第29条第1項各号のいずれかに該当する場合には、大統領令で定めるところにより、営業停止処分に代えて10億ウォン以下の課徴金を賦課することができる。ただし、第15条、第18条および「食品衛生法」第4条から第7条まで、第12条の2、「健康機能食品に関する法律」第23条または第24条、「畜産物衛生管理法」第4条第5項・第6項または第33条第1項に違反し、第29条第1項に該当する事項であって、総理令で定める場合を除く。〈改正 2018年3月13日、2021年8月17日〉

② 第1項による課徴金を賦課する違反行為の種類・程度等による課徴金の金額その他必要な事項は、大統領令で定める。

③ 食品医薬品安全処長は、課徴金を徴収するために必要な場合には、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって管轄の税務署長に課税情報の提供を要請することができる。

1. 納税者の基本情報

2. 使用目的

3. 課徴金の賦課基準となる売上金額

④ 食品医薬品安全処長は、第1項による課徴金を期限内に納付しなかったときには、大統領令で定めるところにより第1項による課徴金賦課処分を取り消し、第29条第1項による営業停止処分を下し、または国税滞納処分の例に従ってこれを徴収する。ただし、第15条第3項による廃業等により第29条第1項による営業停止処分を下すことができない場合には、国税滞納処分の例に従ってこれを徴収する。

⑤ 第1項および第4項により徴収した課徴金は、国家に帰属する。

⑥ 食品医薬品安全処長は、第4項により滞納している課徴金を徴収するために必要がある場合には、次の各号のいずれかに該当する資料の提供を当該各号に掲げる者にそれぞれ要請することができる。この場合、要請を受けた者は、正当な事由がなければ、その要請に応じなければならない。〈新設 2018年12月11日〉

1. 「建築法」第38条による建築物台帳謄本:国土交通部長官

2. 「空間情報の構築および管理等に関する法律」第71条による土地台帳謄本:国土交通部長官

3. 「自動車管理法」第7条による自動車登録原簿謄本:市・道知事

第34条(危害輸入食品等の販売等による課徴金の賦課等) ① 食品医薬品安全処長は、危害輸入食品等の販売等の禁止に関する「食品衛生法」第4条から第6条まで、または第8条、「健康機能食品に関する法律」第23条または第24条、「畜産物衛生管理法」第33条第1項に違反した場合、次の各号のいずれかに該当する者に、その者が当該輸入食品等を販売した金額の2倍以下の範囲において課徴金を賦課することができる。

〈改正 2018年3月13日、2018年12月11日、2024年1月2日〉

1. 「食品衛生法」第4条第2号・第3号・第5号・第6号、「健康機能食品に関する法律」第23条第2号・第3号・第6号または第24条第2項第3号、「畜産物衛生管理法」第33条第1項第2号・第3号・第5号・第9号に違反し、第29条により2か月以上の営業停止処分、営業登録の取消しを受けた者

2. 「食品衛生法」第5条、第6条または第8条に違反し、第29条により営業登録の取消しを受けた者

② 食品医薬品安全処長は、第1項による課徴金を賦課する場合、次の各号に掲げる事項を考慮しなければならない。

〈新設 2024年1月2日〉

1. 違反行為の内容および程度

2. 違反行為の期間および回数

3. 違反行為により取得した利益の規模

③ 第1項および第2項による課徴金の算出金額は、大統領令で定めるところにより決定する。〈改正 2024年1月2日〉

④ 第1項により賦課された課徴金を期限内に納付しない場合または第15条第3項により廃業した場合には、国税滞納処分の例に従ってこれを徴収する。〈改正 2024年1月2日〉

⑤ 第1項により賦課した課徴金の帰属、帰属の割合および徴収手続、滞納している課徴金を徴収するために必要な資料の提供要請等については、第33条第3項・第5項および第6項を準用する。〈改正 2018年12月11日、2024年1月2日〉

第35条(違反事実の公表) 食品医薬品安全処長は、第29条、第31条、第33条または第34条により行政処分を受けた者に対する処分内容、当該営業所および輸入食品等の名称等の処分に関する情報を大統領令で定めるところにより公表しなければならない。

第7章 補則

第36条(国庫の補助) 食品医薬品安全処長は、予算の範囲内で次の費用の一部を補助することができる。

〈改正 2020年12月29日〉

1. 第5条による海外製造業所の登録に必要な費用
2. 第6条および第7条による現地実態調査に必要な費用
3. 第23条による輸入食品等の流通履歴追跡管理に要する費用
4. 第25条により流通輸入食品等の収去・検査に参加する検査機関の収去および検査に要する費用
5. 第39条による輸入食品等の安全情報の収集に必要な費用
6. その他輸入食品等の安全確保に要する費用

第36条の2(報奨金の支給) ① 食品医薬品安全処長は、次の各号のいずれかに該当する者を通報した者に対し、1,000万ウオンの範囲において報奨金を支給することができる。ただし、公務員がその職務と関連して通報した場合には、報奨金を支給しない。

1. 第15条第1項、第18条または第20条第1項・第2項に違反した者
2. 第29条第1項による営業停止命令に違反して営業を継続した者

② 第1項による報奨金支給の基準・方法、手続等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

[本条新設 2021年8月17日]

第37条(国際協力) 食品医薬品安全処長は、輸入食品等の安全と品質管理等のために、輸出国と協約を締結するなどの国際協力に努めなければならない。

第38条(輸出食品等の安全性支援) ① 食品医薬品安全処長は、輸出しようとする食品、食品添加物、器具、容器・包装、健康機能食品、畜産物(以下この条において「輸出食品等」という)の安全性を支援するため、外国の基準・規格に関する情報等を提供することができる。

② 食品医薬品安全処長は、輸出しようとする者が当該輸出食品等の衛生等を証明するために衛生証明書等を申請した場合、その事実関係を確認し、衛生証明書等を発行しなければならない。

③ 食品医薬品安全処長は、輸出食品等を輸出しようとする者が国内製造業所または国内作業所(以下この条において

「輸出業所等」という)を外国に登録し、または登録された輸出業所等を管理するために必要がある場合には、次の各号の方法により支援することができる。<改正2023年6月13日>

1. 輸出食品等の安全管理制度に関する情報を外国政府に提供する方法
2. 輸出業所等の衛生管理を支援し、または技術指導を行う方法
3. その他、輸出食品等の安全管理に必要な支援であって、大統領令で定める方法
- ④ 第2項による衛生証明書等の申請、発行手続等に必要な事項は、総理令で定める。<改正 2019年4月23日>

第39条(輸入食品等の安全情報の収集)① 食品医薬品安全処長は、輸入食品等の安全情報の収集のために、輸入食品等情報収集要員を置くことができる。<改正 2019年4月23日>

② 第1項による輸入食品等情報収集要員は、次の各号の業務を行う。<改正 2019年4月23日>

1. 海外で発生した食品安全情報の収集および報告
2. 海外のインターネットサイトで販売する輸入食品等に関する情報の収集
3. その他具体的な情報確認のために食品医薬品安全処長が要請する事項

③ 第1項による輸入食品等情報収集要員の任命および運営方法等必要な事項は、総理令で定める。

<改正 2019年4月23日>

第39条の2(輸入食品統合情報システムの構築・運営)① 食品医薬品安全処長は、輸入食品等の安全管理に関する業務を効率的に遂行するため、輸入食品統合情報システム(以下「統合情報システム」という)を構築・運営することができる。

② 食品医薬品安全処長は、関係行政機関および地方自治体等関係機関の長に対し、統合情報システムの構築・運営に必要な資料または情報の提供および連携を要請することができる。この場合、要請を受けた機関の長は、正当な事由がなければ、これに応じなければならない。

③ 統合情報システムの構築・運営および第2項による情報の提供および連携要請に必要な事項は、総理令で定める。

[本条新設 2020年4月7日]

第40条(権限の委任・委託)① この法による食品医薬品安全処長の権限は、大統領令で定めるところにより、その一部を地方食品医薬品安全庁長に委任することができる。

② 食品医薬品安全処長は、次の各号の業務を、大統領令で定めるところにより、関係の専門機関または団体に委託することができる。<改正2023年6月13日>

1. 第5条による海外製造業所の登録に関する業務
2. 第23条による輸入食品等の流通履歴追跡管理に関する業務
3. 第25条の4による海外からの直接購入食品等の検査に関する業務
4. 第25条の5による海外からの直接購入食品等の実態調査に関する業務
5. 第39条の2による統合情報システムの構築・運営に関する業務

③ 食品医薬品安全処長は、第2項による委託業務に対し、監督上必要な場合、その業務に関する事項を報告させ、また

は資料の提出、その他必要な命令を下すことができ、所属公務員にその事務所に立ち入り、帳簿・書類等进行检查させることができる。

④ 第3項により立入り・検査を行おうとする公務員は、その権限を表示する証票を持参し、これを関係人に提示しなければならない。

第41条(手数料) 次の各号のいずれかに該当する者は、総理令で定める手数料を支払わなければならない。

〈改正 2020年4月7日〉

1. 第6条の2第1項から第3項までによる輸入食品安全管理認証基準適用業所の認証、変更認証および有効期間の延長を受けようとする者
2. 第7条第3項による優秀輸入業所の登録および変更登録を行おうとする者
3. 第10条による海外食品衛生評価機関として指定を受けようとする者
4. 第15条第1項による営業登録および変更登録を行おうとする者
5. 第21条第1項による検査を受ける者
6. 第23条第1項による流通履歴追跡管理の登録を行おうとする者

第8章 罰則

第42条(罰則) 次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金に処するか、またはこれを併科することができる。

1. 第15条第1項に違反し、営業登録をしなかった者
2. 第20条第1項に違反し、輸入申告をしなかった者
3. 第20条第2項各号のいずれかに該当する違反行為を行った者

第43条(罰則) 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金に処するか、またはこれを併科することができる。〈改正2023年6月13日〉

1. 第7条第7項第1号から第3号までの規定のいずれかに違反した者
 2. 第14条による施設基準を満たしていない営業者
 3. 第15条第2項による条件を満たしていない営業者
 4. 第16条第3項に違反した者
 5. 第18条により営業者が遵守しなければならない事項を遵守しなかった者。ただし、総理令で定める軽微な事項に違反した者を除く。
 6. 第21条第1項または第25条第1項による検査・立入り・収去等を拒否・妨害または忌避した者
 7. 第23条第1項ただし書に違反した者
- 7の2. 第25条の5第3項に違反して資料・情報を照会・使用し、または提供・漏洩した者

8. 第29条第1項による営業停止命令に違反して営業を継続した者
9. 第31条第1項により関係公務員が掲出した掲示文または封印等を勝手に除去し、または損傷させた者

第44条(罰則の適用における公務員の擬制) 次の各号のいずれかに該当する者は、「刑法」第129条から第132条までの規定による罰則を適用するときには、公務員とみなす。〈改正 2020年12月29日〉

1. 第9条による委託業務を行う機関の役員および職員
2. 第40条第2項による委託業務を行う関係専門機関または団体の役員および職員

第45条(両罰規定) 法人の代表者または法人もしくは個人の代理人、使用人、その他の従業員がその法人または個人の業務に関し、第42条または第43条のいずれかに該当する違反行為をした場合、その行為者を罰する以外に、その法人または個人に対しても、当該条文の罰金刑を科す。ただし、法人または個人がその違反行為を防止するために、当該業務に関して相当な注意と監督を怠らなかつた場合には、この限りでない。

第46条(過料) ① 次の各号のいずれかに該当する者には、500万ウォン以下の過料を科す。 〈改正 2018年12月11日、2021年7月27日、2021年8月17日〉

1. 第22条第1項に違反し、期限内に検査を受けない、または関係資料の提出等を行わなかつた者
 2. 第28条第1項による命令に違反した者
- ② 第18条により営業者が遵守しなければならない事項のうち、総理令で定める軽微な事項を遵守しなかつた者には、300万ウォン以下の過料を科す。
- ③ 次の各号のいずれかに該当する者には、100万ウォン以下の過料を科す。〈改正 2021年7月27日〉
1. 第17条第1項および第2項に違反して衛生教育を受けなかつた者
 2. 第26条第1項に違反して教育を受けなかつた者
- ④ 第1項から第3項までの規定による過料は、大統領令で定めるところにより食品医薬品安全処長が賦課・徴収する。
- 〈新設 2021年7月27日〉

第47条(過料適用の特例) 第46条の過料に関する規定を適用する場合、第33条により課徴金を賦課した行為に対しては過料を科すことができない。ただし、第33条第4項の本文により課徴金賦課処分を取り消し、営業停止処分を下した場合には、この限りでない。

附則 〈第13201号、2015年2月3日〉

第1条(施行日) この法は、公布後1年を経過した日から施行する。

第2条(営業等に関する経過措置)① この法の施行前に「食品衛生法」、「健康機能食品に関する法律」および「畜産物衛生管理法」により輸入関連営業の許認可を受けた者と優秀輸入業所および輸入食品等事前確認登録業所として登録された者は、この法による営業者、優秀輸入業所および海外優秀製造業所として登録されたものとみなす。

② この法の施行前に輸入申告手続が進行中の事項は、この法による手続とみなす。

第3条(畜産物の輸入衛生評価等に関する経過措置)① この法の施行前に「畜産物衛生管理法」または「家畜伝染病予防法」により輸入が許可された国または地域の畜産物は、この法により輸入が許可されたものとみなす。

② この法の施行前に「家畜伝染病予防法」により承認された輸出畜産物を生産する作業所と「畜産物衛生管理法」によりすでに輸入された履歴がある畜産物の海外作業所は、この法第12条により海外作業所として登録されたものとみなす。

③ この法の施行前に「家畜伝染病予防法」により運用中の輸入衛生条件と輸出検疫証明書は、この法によるものとみなす。ただし、食品医薬品安全処長が必要であると判断する場合は、農林畜産食品部長官と協議して輸入衛生条件もしくは輸出検疫証明書を改正するか、またはこの法による別途の輸入衛生要件の告示もしくは別途の衛生証明書の発行を要求することができる。

④ この法の施行前輸入衛生評価等の手続が進行中の事項は、この法による手続とみなす。

第4条(禁治産者に対する経過措置)第15条第7項第5号(第16条第4項により準用される場合を含む)による成年被後見人には、法律第10429号民法一部改正法律附則第2条により禁治産宣告の効力が維持される者が含まれるものとみなす。

第5条(報奨金の支給に関する経過措置)この法の施行前に従前の「健康機能食品に関する法律」第40条により、同法第6条第1項に違反した者を行政官庁もしくは捜査機関に通報するか、または告発した者には、従前の規定により報奨金を支給することができる。

第6条(告示・処分・命令・指定および継続中の行為に関する経過措置)この法の施行前に「食品衛生法」、「健康機能食品に関する法律」および「畜産物衛生管理法」により行われた告示、処分、命令、指定、その他の行政機関の行為、または各種申請・申告、その他の行政機関に対する行為は、それに該当するこの法による行政機関の行為または行政機関に対する行為とみなす。

第7条(罰則等に関する経過措置)この法の施行前に「食品衛生法」、「健康機能食品に関する法律」、「畜産物衛生管理法」に違反した行為に対する罰則または過料の適用においては、従前の規定による。

第8条(他の法律の改正)① 健康機能食品に関する法律の一部を次のとおり改正する。

第3条第6号中「健康機能食品を製造・輸入する段階」を「健康機能食品を製造する段階」とする。

第4条第1項第2号を削除する。

第6条第1項を削除し、同条第3項中「第1項および第2項」を「第2項」とし、同条第4項中「第1項から第3項まで」を「第2項および第3項」とする。

第8条を削除する。

第9条第2項各号以外の部分中「第6条第1項および第2項」を「第6条第2項」とする。

第14条第2項中「第5条第1項または第6条第1項による営業者」を「第5条第1項による営業者または『輸入食品安全管理特別法』第15条第1項により登録した輸入食品等輸入・販売業者」とする。

第15条第2項中「第5条第1項または第6条第1項による営業者」を「第5条第1項による営業者または『輸入食品安全管理特別法』第15条第1項により登録した輸入食品等輸入・販売業者」とする。

第22条の2第1項本文、同条第2項、同条第5項本文およびただし書中「製造・輸入」をそれぞれ「製造」とする。

第23条第6号中「禁止されたもの、または第8条」を「禁止されたもの、または『輸入食品安全管理特別法』第20条第1項」とする。

第24条第1項中「営業者」を「営業者(『輸入食品安全管理特別法』第15条により登録した輸入食品等輸入・販売業者を含む。以下この条において同じ)」とする。

第25条中「営業者」を「営業者(『輸入食品安全管理特別法』第15条により登録した輸入食品等輸入・販売業者を含む)」とする。

第30条第1項中「営業者が」を「営業者(『輸入食品安全管理特別法』第15条により登録した輸入食品等輸入・販売業者を含む。以下この条において同じ)が」とする。

第32条第1項第1号中「第7条第1項前段、第8条第1項」を「第7条第1項前段」とする。

第35条第1項各号以外の部分中「第6条第1項および第2項」を「第6条第2項」とする。

第38条第1項第7号中「規定」を「規定(この場合、営業者には『輸入食品安全管理特別法』第15条により登録した輸入食品等輸入・販売業者を含み、健康機能食品には同法により輸入した健康機能食品を含む)」とする。

第40条第1項中「第6条第1項・第2項」を「第6条第2項」とする。

第42条第2号中「第6条第1項から第3項まで」を「第6条第2項および第3項」とし、同条第4号を削除する。

第44条第1号中「第6条第1項または第2項」を「第6条第2項」とする。

② 食品衛生法の一部を次のとおり改正する。

第2条第9号中「採取・製造・輸入・加工・調理」を「採取・製造・加工・調理」と、「製造・輸入・運搬・販売」を「製造・運搬・販売」とする。

第2条第13号中「製造・輸入・加工段階」を「製造・加工段階」とする。

第4条第6号中「禁止されたもの、または第19条第1項」を「禁止されたもの、または『輸入食品安全管理特別法』第20条第1項」とする。

第19条、第19条の2および第19条の3をそれぞれ削除する。

第19条の4第1項各号以外の部分本文中「採取・製造・輸入・加工・使用・調理・貯蔵・小分け・運搬」を「採取・製造・加工・使用・調理・貯蔵・小分け・運搬」とし、同項第2号を削除する。

第20条を削除する。

第21条第2項本文中「危害評価または第19条第2項」を「危害評価または『輸入食品安全管理特別法』第21条第1項」とする。
第22条の2を削除する。

第23条第1項中「第19条または第22条」を「第22条、『輸入食品安全管理特別法』第21条または第25条」とする。

第44条第5項を削除する。

第45条第1項前段中「営業者」を「営業者(『輸入食品安全管理特別法』第15条により登録した輸入食品等輸入・販売業者を含む。以下この条において同じ)」とし、同項後段にただし書を次のとおり新設する。

ただし、当該食品等が「輸入食品安全管理特別法」により輸入した食品等であり、報告義務者が当該食品等を輸入した者である場合には、食品医薬品安全処長に報告しなければならない。

第49条第1項本文中「食品を製造・輸入・加工」を「食品を製造・加工」とし、同項ただし書中「乳幼児食製造・輸入・加工業

者」を「乳幼児食製造・加工業者」とし、同条第2項、同条第5項本文およびただし書中「製造・輸入・加工」をそれぞれ「製造・加工」とする。

第72条第1項中「営業を行う者」を「営業者（『輸入食品安全管理特別法』第15条により登録した輸入食品等輸入・販売業者を含む。以下この条において同じ）」とする。

第75条第1項第4号および第4号の2をそれぞれ削除する。

第81条第1号を削除する。

第92条第3号および第3号の2をそれぞれ削除する。

第95条第1号中「第9条第4項（第88条で準用する場合を含む）、第13条第1項第2号から第5号までの規定または第19条第1項」を「第9条第4項（第88条で準用する場合を含む）または第13条第1項第2号から第5号までの規定」とする。

第97条第2号中「第19条第2項、第22条第1項」を「第22条第1項」とし、同条第3号を削除する。

第101条第2項第1号の2を削除する。

③ 畜産物衛生管理法の一部を次のとおり改正する。

第12条の3第1項中「第12条、第15条第2項および第19条」を「第12条、第19条、『輸入食品安全管理特別法』第21条または第25条」とする。

第15条を削除する。

第18条中「営業者または販売を目的とするか、もしくは営業に使用する目的で畜産物を輸入した者は、第11条・第12条または第15条」を「営業者は第11条または第12条」とする。

第24条第1項ただし書を削除する。

第27条第1項第1号中「第14条第2項、第15条第1項・第3項、第16条」を「第14条第2項、第16条」とする。

第31条の2第2項にただし書を次のとおり新設する。

ただし、当該畜産物が「輸入食品安全管理特別法」により輸入した畜産物であり、報告義務者が当該畜産物を輸入した者である場合には、食品医薬品安全処長に報告しなければならない。

第33条第1項第5号中「禁止されたものを輸入するか、または第15条第1項」を「禁止されたものを輸入するか、または『輸入食品安全管理特別法』第20条第1項」とする。

第36条第1項第4号を削除する。

第41条第9号および第10号をそれぞれ削除する。

第45条第4項第6号および第6号の2をそれぞれ削除し、同条第6項第5号のうち「第15条第2項、第19条第1項・第2項」を「第19条第1項・第2項」とする。

第9条（他の法令との関係）この法の施行当時、他の法令においてこの法の制定前の「食品衛生法」、「健康機能食品に関する法律」または「畜産物衛生管理法」の規定を引用した場合に、この法のうち、それに該当する規定があるときには、この法の制定前の「食品衛生法」、「健康機能食品に関する法律」または「畜産物衛生管理法」の規定に代えて、この法の該当条項を引用したものとみなす。

附則 <第14476号、2016年12月27日>（地方税徴収法）

第1条（施行日）この法は、公布後3カ月を経過した日から施行する。〈ただし書省略〉

第2条および第3条を省略

第4条(他の法律の改正)①から⑳まで省略

㉑ 輸入食品安全管理特別法の一部を次のとおり改正する。

第16条第2項第3号中「地方税基本法」を「地方税徴収法」とする。

㉒から<65>まで省略

第5条 省略

附則<第14478号、2016年12月27日>(家畜および畜産物の履歴管理に関する法律)

第1条(施行日)この法は、公布後6か月を経過した日から施行する。ただし、……(省略)……附則第3条は、公布後2年を経過した日から施行する。

第2条 省略

第3条(他の法律の改正)輸入食品安全管理特別法の一部を次のとおり改正する。

第23条第1項本文中「輸入牛肉を」を「輸入牛肉および輸入豚肉を」とする。

附則<第15482号、2018年3月13日>

第1条(施行日)この法は、公布後1年を経過した日から施行する。

第2条(行政処分および課徴金の賦課・徴収に関する経過措置)この法の施行前における輸入食品等の表示または広告と関連する違反行為に対する行政処分および課徴金の賦課・徴収については、従前の規定による。

第3条(罰則に関する経過措置)この法の施行前の輸入食品等の表示または広告と関連する行為に対する罰則の適用については、従前の規定による。

附則<第15940号、2018年12月11日>

第1条(施行日)この法は、公布の日から施行する。ただし、第10条の2、第17条および第46条第1項第1号の改正規定は、公布後6か月を経過した日から施行する。

第2条(特別衛生管理食品の輸入衛生評価等に関する経過措置)①第10条の2の改正規定施行前に輸入している特別衛生管理食品については、同条第1項の改正規定による輸入衛生評価が適合するものとみなす。

②第10条の2の改正規定施行前に第5条により登録した特別衛生管理食品に関する海外製造業所は、第10条の2第3項の改正規定により輸出国政府を通じて食品医薬品安全処長に登録したものとみなす。

附則<第16101号、2018年12月31日>(付加価値税法)

第1条(施行日)この法は、2019年1月1日から施行する。〈ただし書省略〉

第2条から第10条まで省略

第11条(他の法律の改正)①から⑤まで省略

⑥ 輸入食品安全管理特別法の一部を次のとおり改正する。

第15条第4項前段中「『付加価値税法』第8条第6項」を「『付加価値税法』第8条第7項」とする。

⑦から⑭まで省略

附則 <第16401号、2019年4月23日>

この法は、公布の日から施行する。ただし、第13条第1項第3号の改正規定は、公布後6か月を経過した日から施行する。

附則 <第16716号、2019年12月3日>

第1条(施行日)この法は、公布後6か月を経過した日から施行する。

第2条(海外製造業所および海外作業所に対する情報公開に関する適用例)第6条第4項および第13条第3項の改正規定は、この法の施行後最初に輸入中断措置または輸入中断解除措置を受けた海外製造業所または海外作業所から適用する。

附則 <第17245号、2020年4月7日>

第1条(施行日)この法は、公布後6か月を経過した日から施行する。ただし、第6条の2(同条第4項の改正規定を除く)、第8条、第9条第1項、第21条第3項第2号および第41条の改正規定は、2021年7月1日から施行し、第6条の2第4項の改正規定は2021年10月1日から施行する。

第2条(総理令で定める輸入食品等の輸入に関する適用例)第6条の2第4項の改正規定は、同改正規定の施行後に船積み(当該輸出国から出発する船舶またはその他の運送手段に積載することをいう)される輸入食品等から適用する。

第3条(海外優秀製造業所に関する経過措置)2021年7月1日より前に従前の規定により登録された海外優秀製造業所については、第8条、第9条第1項、第21条第3項第2号および第41条の改正規定にかかわらず、その登録の有効期間が満了するまで従前の規定による。

附則 <第17653号、2020年12月22日>(付加価値税法)

第1条(施行日)この法は、2021年1月1日から施行する。〈ただし書省略〉

第2条から第13条まで省略

第14条(他の法律の改正)①から⑥まで省略

⑦ 輸入食品安全管理特別法の一部を次のとおり改正する。

第15条第4項前段中「『付加価値税法』第8条第7項」を「『付加価値税法』第8条第8項」とする。

⑧から⑬まで省略

附則〈第17807号、2020年12月29日〉

この法は、2021年7月1日から施行する。

附則〈第18361号、2021年7月27日〉

第1条(施行日)この法は、公布の日から施行する。

第2条(過料に関する経過措置)この法の施行前における違反行為に対して過料を科す場合には、従前の規定による。

附則〈第18444号、2021年8月17日〉

第1条(施行日)この法は、公布後6か月を経過した日から施行する。ただし、第6条第2項、第9条、第9条の2および第13条第1項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

第2条(報奨金の支給に関する適用例)第36条の2の改正規定は、この法の施行後、違反行為を通報する場合から適用する。

第3条(過料に関する適用例)第46条第1項第1号の改正規定は、この法の施行後、第22条第1項により検査命令を実施する場合から適用する。

附則〈第18445号、2021年8月17日〉(食品等の表示・広告に関する法律)

第1条(施行日)この法律は、2023年1月1日から施行する。〈ただし書省略〉

第2条および第3条を省略

第4条(他の法律の改正)①および②を省略

③ 輸入食品安全管理特別法の一部を次のとおり改正する。

第20条第9項前段中「流通期限」を「消費期限」とする。

④から⑦まで省略

附則〈第18965号、2022年6月10日〉

この法は、公布後1年を経過した日から施行する。ただし、第7条第1項および第4項の改正規定は、公布後6か月を経過した日から施行する。

附則〈第19471号、2023年6月13日〉

第1条(施行日)この法は、公布後1年を経過した日から施行する。ただし、次の各号の改正規定は、当該各号の区分に応じた日から施行する。

1. 第5条第5項から第7項まで、同条第9項、第7条、第15条、第20条、第38条および第43条第1号の改正規定:公布後6か月を経過した日
2. 第20条の2の改正規定:公布後3か月を経過した日

第2条(営業登録制限に関する適用例)第15条第7項の改正規定は、同改正規定の施行日後に第29条第3項による違反行為をした場合から適用する。

第3条(動物性食品の輸入に関する経過措置)この法の施行前に動物性食品を輸入した実績のある国または地域の動物性食品については、第11条第3項の改正規定にかかわらず、この法の施行後1年までは当該動物性食品を輸入することができる。

附則〈第19620号、2023年8月8日〉

第1条(施行日)この法は、公布後6か月を経過した日から施行する。

第2条(適用例)第5条の2第2項および第13条第4項の改正規定は、この法の施行後、海外製造業所または海外作業所の登録が取り消される場合から適用する。

附則〈第19693号、2023年8月16日〉

この法は、公布後6か月を経過した日から施行する。

附則〈第19915号、2024年1月2日〉

第1条(施行日)この法は、公布後6か月を経過した日から施行する。

第2条(危害輸入食品等の販売等による課徴金賦課に関する経過措置)この法の施行前の違反行為に対し、危害輸入食品等の販売等による課徴金を賦課するときは、第34条の改正規定にかかわらず、従前の規定による。

附則 〈第20245号、2024年2月6日〉

この法は、公布後6か月を経過した日から施行する。

輸入食品安全管理特別法(仮訳)

2026年1月作成

日本貿易振興機構(ジェトロ)農林水産食品部 市場開拓課

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-23

Tel. 03-3582-5186

禁無断転載